

1. よりよい特許法74条 ー冒認・共同出願違反对策ー

平成23年の特許法改正により、特許登録後については特許権移転請求（74条）が明文化され、特許登録前については、実務上、特許を受ける権利の確認請求訴訟を経て出願人の名義変更を行うことが認められているが、特許登録前については、仮処分によって処分（名義変更等）を防ぐことができないなど、真の権利者の保護が十分とはいえないと思われる。また、平成23年当時と比べても、ますます審査は早くなっており、真の権利者が早期に権利を取り戻す必要性もより高まっているといえる。

そこで、当グループでは、冒認・共同出願違反对策に関する我が国における法制度の変遷、これまでの裁判例、学説の動向及び海外の法制度（イギリス、ドイツ、フランス）を検討し、新救済制度として、以下の3つの制度を提案する。

A: 特許を受ける権利に基づく出願人名義の移転請求

B: 無効審決後の新出願許容・出願日遡及

C: 特許権／出願人名義の移転請求の認容判決・特許権放棄／出願取下後の新出願許容・出願日遡及

そして、Aの導入に際しては、仮処分の公示制度及び審査の必要的中断制度も新設すること並びにAないしCのいずれについても第三者の保護を図ること（A及びCについては特許法79条の2と同様の制度の新設、Bについては中用権〔特許法80条〕による救済）を併せて提案する。

<担当講師>

飯田 圭 中村合同特許法律事務所 弁護士 弁理士

<グループメンバー（塾生）>

藤田 知美 弁護士法人イノベンティア 弁護士

武井 健浩 特許庁 審査第二部 生活機器 審査官

殿村 桂司 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

神谷 昌男 日鉄住金総研株式会社 弁理士

高村 公啓 東日本旅客鉄道株式会社 弁理士